

特集 下水道は今

さわやかな 暮らしは 水洗トイレから

下水道が完成しても、これを皆さんが利用しなければ、せっかくの施設も価値のないものになってしまいます。そして、隣近所が水洗トイレにしても、一部の人がくみ取りのままですと、その地域の環境はよくなりません。トイレの水洗化にあたっては、**地域ぐるみ**で普及を進めていくよう、皆さんで協力していく必要があります。

トイレの水洗化は

公示後 **3年以内**に

公共下水道が完成して供用開始の公示がされますと、皆さんのご家庭の排水設備を公共下水道につなぐ工事をすみやかに行っていただくことになります。

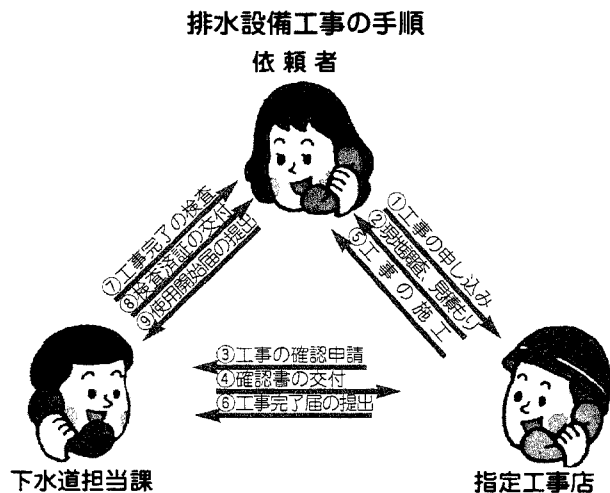
特にくみ取り便所は公示後3年以内に水洗トイレに改造することが、法律で義務づけられています。また、浄化槽を利用されているご家庭でも、公共下水道に直結する水洗トイレに改造しなければなりません。

供用開始は平成13年3月ごろ

排水設備工事のお申し込みは 必ず指定工事店で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず「指定工事店」へお申し込みください。指定工事店は、基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しており、安心して工事をまかせることができます。ように市が指定した業者です。指定工事店以外のところで工事をしますと、工事後の検査を受けられず、工事のやり直しをいただくこととなります。また、指定工事店では、市に対する必要書類の作成、届出などの手続きを皆さんに代わって行うことができます。

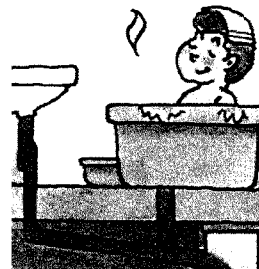
排水設備工事の手順



排水設備とは……

宅地や建物からの汚水を公共下水道に流すために設置する排水管やますなどを「排水設備」といいます。

一般的に皆さんのご家庭の台所、風呂、トイレなどの流し口から公共ます（接続ます）までの部分のことをいいます。



天の恵み「水」は大切に使い、
使った水はきれいにして川にかえすことが、
私たちの義務ではないでしょうか。